



辺境における封建社会成立の前提：
島津荘を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道学芸大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 阿部, 猛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000776

辺境における封建社会成立の前提

——島津荘を中心として——

阿 部 猛

北海道学芸大学釧路分校史学研究室

Takeshi ABE : Prerequisites to Feudalistic Society in
the Backward Community
—with special reference to Shimazu-no-sho—

1. は し が き

日本における封建社会の形成過程および展開過程については既に多くの論考があつて、その大要は明かにされている如くである。もちろん生産力の高かつた畿内およびその周辺地域と、相対的に低度に在つた辺境とでは、時間的なずれがあるし、またその具体的歴史過程についても差異がある。いわゆる地域差の問題は、戦後の社会経済史学の提起した重要な問題のひとつであつて、今や研究者の常識となつた。尤も、先進・後進といつても、巨視的には前述の如くいえるが、細かに見ていけば、畿内にも後進性の濃厚な地域もあるし、逆に辺境にも先進性を持つところがある。多大の成果を集積してきた封建社会成立の劃期についての論争も、既に単なる巨視的な把握のみでは問題を前進せしめることができず、より具体的な個別研究の進展に将来を委ねる段階にきている。その史料的な制約や研究上の不便等からして、畿内およびその周辺地域に比較して、辺境の研究は著しくたちおくられている。いわゆる個別荘園の研究についても辺境のそれは甚だ少い¹⁾。そうした現状にかんがみ、南九州における封建社会の成立・展開を考えてみたいと思うのであるが、本稿では、一応平安末期の状況を探りたいと考える。しかし、その際、南九州の日向・大隅・薩摩三国にわたる広大な荘園である島津荘が中心となる²⁾。

註

- 1) 例えば、安田元久『日本荘園史概説』に載せる「荘園研究著書論文目録」を一見すれば明らかである。
- 2) 本稿は筆者の構想する「南九州における封建社会の展開過程——薩摩国の在地構造と渋谷一族を中心として——」（仮題）の第1章に相当する部分である。第2章以下も大略成稿をえているが、順次発表する予定である。

2. 島津荘の成立

島津荘の構成は、先づ建久8年（1197）の日向・大隅・薩摩三国の図田帳写¹⁾によつて知ることができるが、いま工藤敬一氏²⁾の集計を借用して示すと第1表の如くである。即ち、三国にわたる大荘園であり、一円荘・寄郡あわせて、実にその田数は8712町余に及ぶ。このように広大な島津荘も、もちろん初めから広大な地積を有していたのではない。とくに寄郡は荘本来の範囲外のものであつたし、一円荘といえども、種々の経緯を以て荘の一部となつたものである（後述）。

第 1 表

国 名	国 中 の 総 田 数	島 津 荘 の 田 数		
		一 円 荘	寄 郡	計
薩 摩	4010.7	635.	2764.4	3399.4
大 隅	3017.5	760.	715.8	1475.8
日 向	8064.	2020.	1817.	3837.
計	15092.2	3415.	5297.2	8712.2

備考 「論田」を除く，単位は町，歩以下切捨。

島津荘の起源については、直接それを示す史料は存せず、その由来をのべた史料は13世紀のものしかない。即ち、建暦3年(1213)4月日付僧知恵愁状³⁾に、

南郷内門貫山寺菌老所、為郷地頭殿押召、難堪愁状

件条、彼菌寺僧之領在之、年序既積矣、所以御庄建立主平大監季基朝臣之御子息平五大夫兼輔朝臣之時、従大宰府奉呼越竹林房給与、所渡与給菌也

とあり、また正応元年(1288)の島津荘官等言上状⁴⁾には次の如く記している。

島津本庄者、万寿年中、以無主荒野之地令開発、庄号令寄進宇治関白家以降、長元年中、奉崇伊勢太神宮依神告
号神柱宇佐八幡巴下五社、為鎮守令建立、七堂伽藍称其題額於常楽寺

右によれば、万寿年中(1024~7)に大宰大監平季基が無主の荒野を開発して荘号をたて、藤原頼通に寄進したのに始るといふ。平季基は、万寿3年(1026)3月23日付大宰府解⁵⁾に「従五位下行大監平朝臣季基」とあり、万寿4年9月4日付大宰府解⁶⁾にもその名前がみえる。従つて万寿年間に季基が大宰大監であつたことは明かである。また竹内理三氏が考証されたように⁷⁾長元3年(1030)頃、季基は大隅守と争論を起しており⁸⁾、長元4年に唐錦1疋・唐綾2疋・絹200疋・総鞆色革100枚・紫草50枚等を藤原実資に進めている⁹⁾。以上によつて、島津荘が平季基の「開発」にかかるとする所伝は、およそ信じうるものと考えられる。「無主荒野之地」を開発したといふのを信ぜれば、その出發はいわゆる私墾田であつたらう¹⁰⁾。

ところで、季基が初めに開発したといふ地域はどの辺であつただらうか。この荘園が「島津荘」と呼ばれ、しかも前引の正応元年の島津荘官等言上状において「島津本庄」といわれている点よりすれば、現在の宮崎県都城附近であつたことは間違いない。そして、正応の言上状に、季基が建立したと記されている常楽寺跡は都城市内横市にあり、またその古棟札によつて、万寿3年建立と伝えられた神柱神社の旧所在地は中ノ郷内梅北村であつたということなどからすると、最初の島津荘の範囲はおよそ現都城市全体を含むほどのものであつたと考えられる¹¹⁾。建久8年日向国図田帳に「島津院三百丁」と記されている部分こそ、当初季基によつて占定せられた地域に相当すると考えてよいであろう。

日向国島津の地は、延喜式卷28・兵部省・駅伝条には、

日向国駅馬長井・川辺・刈田・美禰
(中略)水俣・島津・各五疋

とあつて、駅の置かれていたことが知られ、しかも、その名の示す如く「院」倉の所在地であつた。即ち、この地方のひとつの中心だつたのである。従つて、もし季基の占定した地が300町に及ぶ広大なものであつたとしたら、前引史料の文言通り、全くの「無主荒野之地」であつたとは、とうてい考えられない。もちろん、季基が大宰大監としての地位と権勢およびその財力を以て、在地の農民を動員して大規模な開発を行つたとも考えられないではない。しかし、むしろそれより

も、この地方に根を張っていた群小土豪——私領主の所領をとりまとめて撰閑家に寄進するという役割を季基が果たしたのではないだろうか。のちにのべる伴氏の如きものが、その私領主に当るであろう¹²⁾。

右の如く、のちの広大な島津荘は「島津院三百丁」から出発したものと考えられるのであるが、とくにそれが「院」なる呼称を持つ点は、更にひとつの問題を提出する。この院の称は、既に指摘されているように、郡の正倉（院）に発するものであろう。しかし、院を称する荘園は、清水正健氏の『荘園志料』によると、日向国では飢肥・救仁・郡家・櫛間・土持・都於・長井・長竹・新納・真幸・三侯・穆佐の12院ある。日向国は5郡より成るから、これを郡倉院と考えると多すぎる。右のうち、郡家院は本来の郡倉院に発するかと思われるが、その他のうちあるものは恐らく郷倉院であつたろう。即ち、延暦14年（795）閏7月15日付太政官符¹³⁾をみるに、

諸国建郡倉，元置一処，百姓之居去郡僻遠，跋涉山川有勞納貢，加以倉舍比近，薨宇相接，一倉失火，百倉共燒，言念其弊，有損公私，宜須每郷更置一院，以濟百姓兼絶火祥

とある、この郷院である。尤も右と同年の9月17日付太政官符¹⁴⁾には、

去閏7月15日每郷更建倉院之狀下諸国畢，追尋此支，頗乖穩便，今須彼此相接近之郷，於其中央同置一院，村邑遥阻絶隔之処，宜量地便每郷置之

とあつて、必ずしも每郷1院が置かれたわけではない。このように「院」はもと郡・郷の正税を出納する倉を示す言葉である。語源的には、院は垣根とかひとつの区劃を示すものであつて、倉院の場合も垣を廻らしたので院といわれたのである。それが一定の括りを持つ土地の称となつたのは、あたかも荘園の「荘」が家屋を示す言葉であつたにも拘らず、のちに一定の土地を示すものとなつたのと同じである。このことは、単に名称の起源の問題であるのみならず、荘園としての院の成立過程の問題についても、ひとつの考え方を可能ならしめる根拠を提供する。即ち、郡正倉・郷正倉の管理者たる郡司・郷司（院司）の、院から荘への転化過程において果たした役割の評価の問題である。これは南九州における古代から中世への転換の過程全体についてもいえることであるが、それについて少し考えてみたい。

島津荘の出発地たる島津院と、平季基が藤原頼通に寄進した時期における（即ち当初立券の）島津荘の範囲、およびその時期から極めて近い頃に当荘に含まれたと考えられる日向国における島津荘領中の一円荘2020町の構成は次の如くであつた。即ち、建久8年の日向国図田帳によると

北郷～300町，中郷～180町，南之郷～200町，救仁郷～160町，財部郷～150町，三侯院～700町，島津院～300町，吉田荘～30町

となつており、「郷」名のもの5、「院」名のもの2、「荘」号のもの1、の合計9所より成る。即ち、島津荘の立券に際して頼通とのつながりをつけたものは大宰大監平季基であり、更に季基にそれを可能ならしめる条件を提供したものは右の各郷（院）司だつたと思われる。

南九州のこの附近は、もちろん、畿内やその周辺地域に比較すれば、はるかに古代的な体制を濃厚に残しており、この地における「律令体制」の確立も中央に比してかなりおくれたものと思われる。続日本紀（巻10）天平2年（730）3月7日の条によると、大宰府は、

大隅薩摩两国百姓，建国以来，未曾班田，其所有田，悉是墾田，相承為佃，不願改動，若從班授，恐喧訴

と太政官に申進し、政府も「随旧不動，各令自佃」めざるをえなかつた。そして両国で班田の行われたのは延暦19年（800）になつてからであつたと伝えられている。類聚国史（巻159）延暦19年12月7日の条の「収大隅薩摩两国百姓墾田，便授口分」がそれを示している。南九州における

班田制施行の実態は明かにすることができないが、大隅国では条里制の存在を証明することができる¹⁵⁾。

元来、古代の南九州には、いわゆるクマツと隼人が住み、ヤマト王朝の支配の滲透のおくれた地方であつた。前引天平2年の続日本紀の記事から、竹内理三氏は¹⁶⁾薩隅地方での水田の開拓が比較的新しいこと、その水田に対する耕作民の権利の強かつたこと、水田割替の慣習のなかつたことなどを推測しているが、当つているかもしれない。竹内氏は更にこの地方では「大規模な囲い込みを反撥するような社会的条件に欠けていたと考えざるを得ない」といわれるが、この言には少し補足的説明が必要であろう。この問題は畿内やその周辺との比較で考えねばならない。奈良時代から平安初期にかけて各地で行われた広大な土地の占定とその荘園化は、東大寺領の北陸の諸荘園や伊賀国黒田荘等の例からも推測されるように、既に平安中期の畿内およびその周辺地域では不可能であつた。従つて畿内では極めて複雑な過程を経て荘園の成立をみたのである。南九州の平安時代10～11世紀は、あたかも畿内およびその周辺の8～9世紀の段階に比定できるのではなからうか。しかもこの時期は、中央においては、いわゆる律令制の崩壊期に当る。中央における律令制の崩壊現象にも拘らず、地方においては、「制度的」にはむしろ平安時代はその成立（より適切には滲透）期に当ると考えられる。ここに土地制度の展開と政治制度の発達とのずれが見出される。中央においては、いわゆる初期荘園制の段階をすぎて寄進地系荘園の発生をみる段階にあつたにも拘らず、南九州のこの地方はそのひとつ前の段階にあつた。律令制は後進地帯に「制度」として滲透し、大土地所有者たる地方土豪は政治的には地方国衙権力に圧倒されるに至る。その際、土豪のとるべき途はひとつしかなかつた。それは彼らが直接的に脅威を受ける国衙そのものの官人となることによつて律令の権力を利用することと、更には大宰府を通じて加えられる中央の圧力を回避するために権門の庇護を仰ぐこと——即ち「寄進」を併せ行うことであつた。この地が都からはるかに遠く、在地の直接的な脅威を防ぐためには、いわゆる権門の存在は殆ど無力であつたと考えられ、その点では権門の力に期待することはできない。やはり、在地での問題は在地で処理しなければならなかつたのであろう。在地土豪が郡司・郷司という公権力の末端に位置せざるをえなかつたゆえんである。

かくして日向国島津院に出発した島津荘は、撰関家領島津荘として急速な発展をとげる。いずれも寄進によつて次第にその範囲・地積を拡大していくのである。第1表に示した如く、建久8年における島津荘は薩・隅・日3国にわたつて実に8712町余という広大なものであり、うち一円荘は3415町、寄郡は5297町余で、寄郡が全体の60%余を占めている。一円荘はいわゆる不輸の荘であり、寄郡は半輸の荘であるが、恐らくは、日向のそれを除く薩摩・大隅の一円荘も本来は寄郡から一円荘化したものと推測される¹⁷⁾。建久8年大隅国図田帳によると新立荘たる深川院・財部院・多称島について「件三ヶ所、保延年中以後新府（符）、不随国務也」とあり、これが寄郡から一円荘への転化を物語っている。また薩摩国伊作荘については、平重澄が撰関家に当荘を寄進したときの文書に、

件所領田島等者、年来島津庄寄郡也、而天下騒動之間、公私為軍地、人民百姓併逃散畢、然間、庄国両方課役、如何可令勤仕哉、於干今者、寄進一円御庄領島津庄畢¹⁸⁾

とあるのは右の事実を明瞭に物語っている。以上で島津荘の増大をもたらしたものが「寄郡」にあつたことが明かになつたが、それではその寄郡とはいかなを性質のものであり、いかにして成立してきたかが次の課題になる。

註

- 1) 改訂史籍集覧・雑27, 建久岡田帳の史料としての信憑性はおよそ認められているが若干の誤脱がある。なお五味克夫「薩摩国建久岡田帳雑考」(日本歴史 137号)同「大隅国建久岡田帳小考」(日本歴史 142号)なる詳細な研究がある。
- 2) 工藤敬一「鎮西島津庄の寄郡について」(国史論集 1)
- 3) 長谷場文書・『日向古文書集成』第1類 196号の2
- 4) 薩藩日記雑録・前編 7
- 5) 類聚符宣抄・第3
- 6) 同上・第3
- 7) 竹内理三「薩摩の荘園」(史淵75号)
- 8) 小右記・長元3年9月5日の条
- 9) 同上・長元4年1月13日の条
- 10) 平季基がいかなるてずで頼通に寄進したかについては、徳重浅吉氏が「鎮西島津荘」(日本文化史の研究)で推測しているが結論をえていない。
- 11) 鹿児島県史・第1巻 220頁
- 12) 徳重浅吉氏は季基と伴氏の結託を推測している。前掲論文99頁
- 13) 類聚三代格・巻12
- 14) 同上・巻12
- 15) 治暦5年(1069)1月29日付藤原頼光所領配分帳案(平安遺文3—1033号)に「桑東郷田畠者、在坪付抄帳」とあり、大治5年(1130)12月28日付宗岡重武田地売券案(平安遺文5—2175号)に「曾於郡二条廿七坪老町、字墓町也」とある。
- 16) 竹内理三前掲論文(註7)
- 17) 工藤敬一前掲論文(註2)
- 18) 西岡虎之助「中世荘園における地頭領主化の契機としての下地中分」(荘園史の研究・下巻之2) 789頁

3. 寄 郡

寄郡は、ふつう「ヨセゴオリ」と訓まれている。しかし竹内理三氏は、

「寄人」の寄も寄郡の寄と同じであり、寄人は依人と書いた文書があるので「よりうど」と訓むべきものであり、寄郡も「よりごおり」とよむべきであろう¹⁾

とのべている。工藤敬一氏はこれに対して、

「人」が「寄」るのとちがい、地域としての「郡」が「寄」せられるのであるから、「ヨセゴオリ」と呼ぶ方がいいのではなからうか²⁾

としている。私も工藤氏と同じく「勿論固執するものではない」が、従来のよみぐせに従い「ヨセゴオリ」と呼びたい。

寄郡が半不輸の性質を有するものであるという点は従来の諸先学の一致した見解である。例えば、典型的な史料上の表現としては次のようなものをあげることができるであろう。

島津庄三箇国^{日向・大隅・薩摩}、云本庄云寄郡云私領、所務各別也、本庄者領家一門之地、寄郡者半不輸、私領者領家地頭不相綺³⁾

しかして「半不輸」を更に説明する史料をあげると、建久8年大隅国岡田帳に、

帖佐郡 三百七十二丁大

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

為半不輸正税官物者弁済於国衙也

とある。次に宇佐八幡宮の半不輸の所領について、

於半不輸之神領、弁済官物之外、停止他国役勤仕神事、進済宮召加地子副米也

官檢田使入勘、進納官物於国庫之外、免除他所(役脱カ)勤仕神事也、有余田之時者、官物

結解請国衙之勘定

為一色田、町見米二石五斗・絹五疋弁済国庫之外、無他役、偏勤仕神事⁴⁾

とある。以上を通覧するに、半不輸とは官物を国衙に弁済し公事・雑役を領家方に勤仕するものといえる。そしてそれは一色田とも称される。即ち国衙側よりみれば雑役免除の地である。雑役がないという意味で、一色田はまた「雑免」ともいいうる。永和2年(1376)5月矢野荘目録に「雑免田五斗六升^{号一色田}_{無雑役下地也}⁵⁾」とあるのはその一例である。次に、以上の各史料をつなぎ合わせると、「寄郡——半不輸——一色田——雑役免」というひとつの理解ができあがる。これが寄郡についての、ひとつの説明である。この場合、「半不輸——雑役免」という理解と併せて、「官検田使入勘」「官物結解請国衙之勘定」という点に注目する必要がある。即ち、国衙が検田権を行使している点である。一般に、土地の支配の表現は「検田」に在るといつてもよいと思うが、国衙と荘園の対立において最も中心的な問題は、この検田権をどちら側が行使するかということであつた点を想起すれば充分である⁶⁾。ところで次に建久8年大隅国図田帳をみると、大隅国内の島津荘寄郡について、

但付其仁平三年御在(庄カ)方検注帳進之、御在(庄)官等検田入部時満作年者、費(貴カ)居沽田付之弁済所当物、不作年者雖遂検田不幾、数国衙訴也

とある。右の文は誤脱を免れぬ写本に拠り、甚だ難解である。大意は、島津荘寄郡については、仁平3年の御荘方の検注帳を図田帳に副進する。荘官が検田のために入部して、満作の年には「沽田」(耕作の分)について、国衙に所当官物を弁済するが、不作の年には検田を行つてもいくらかも所当を出さず、よつて、しばしば国衙から訴えるところである、というのであろう。ここで大切なのは、荘官が検田を行つているということである。寄郡は半不輸であるが、その検田権は荘園側に在る、といえるとする、と、「寄郡」と註記されない「半不輸」とは実質の違いのものといえるのではないか。次にこの点をみたいが、半輸制について詳細な研究を行つた舟越康寿氏⁷⁾が重要な問題を提起しているので、それに従いながら考えていこうと思う。

舟越氏は、半輸制が全国的に行われた制度である証として御成敗式目追加56条⁸⁾を掲げている。これは「就天福元年八月十五日六波羅御注進十七ヶ条、被加関東押紙内」のひとつの箇条である。

一、半輸所々、地頭方公事可勤仕否事

右或弁済所当於国司領家、令勤仕公事於寺家社家所々在之、又弁済所当於国司、令勤仕公事於権門御辺地等在之、其内於人役者、大略令勤仕地頭役候歟、至干神領半不輸者、未切相論候、何様可候哉、尤可被仰下候歟

押紙云、雖神領之半輸、随分可勤仕之、但不可准普通之所、又嚴重異他之所、依補地頭、本所役可闕如者、縦雖可被止地頭、不被止之例也、争随分限不勤哉

右によれば、幕府法において半輸は2形態に分類されている。即ち、①「弁済所当於国司領家、令勤仕公事於寺家社家所々」②「弁済所当於国司令勤仕公事於権門御辺地」のふたつである。さて、ここで問題になるのは①の解釈である。①はふた通りに解釈できる。①「弁済所当於国司領家」の「国司領家」を「国司 and 領家」とよむ場合、②「国司 or 領家」とよむ場合、のふたつである。舟越氏は①を②の如くよむ。氏は、徳治3年(1308)正月日付平氏女連署和与状⁹⁾によつて、「御米」「御年貢銭」が国司(国衙)と領家の両方に折半され(額は同じではない)、綿・ふと糸・麦代銭等が領家側に收取されていたとした。即ち、①型であり、これこそ寄郡であるとした。従つて、寄郡と半輸とは性質の異なるものだと主張したのである。しかし、根拠とする史料が14世紀初頭のものであり、これを以て平安末期ないし鎌倉初期の寄郡の性質を直ちに規定でき

るかどうかが疑問がある。正安2年(1300)7月2日付鎮西裁許状¹⁰⁾は島津荘寄郡たる谷山郡における郡司と地頭の争論について出されたものであるが、その中に「地頭博多上時夫駄員数事」として、

郡司又兩村御公事勤仕百姓不幾之間、国司・領家・地頭・郡司四方公事繁多之處……当村国司・領家・地頭・郡司相交各可濟年貢課役之条無異論

とある。これによると4者に公事を納めているのであつて、前の舟越氏の規定とはかなり異なる様相を呈している。尤も、これも入来院の場合と同じ時代であつて、直接の証明史料とはなしがたい。そこで、前の追加法の2型を別なよみ方ができないかどうか考えてみる。②の権門は寺社を含めた広義の荘園領主の意である。①で、とくに寺社を別に扱つたのは、公事免がとくに寺社の場合に意味のあることだと理解して、「所当は領家、公事は寺社」という型をひとつ考えてもよいのではないか。また舟越氏は①について、領家＝寺社として、領家が所当・公事の両者を取扱すると考えたのであるが、これは独断であろう。①の「寺家社家」が「領家」のいい換えであることの証明はない。むしろ何故にいい換えたか問われねばならない。以上の点から、舟越氏の提言も、ひとつの考え方というに止るのである。ところで、「半輪」の地において検田権が国衙側に在る例を前にみた。一方、大隅国の寄郡については検田権が荘官側に在つたらしいことも建久図田帳の記載からみた。とすると、検田権の帰属が「半輪」と「寄郡」を区別する指標となるであろうか。先の正安2年の鎮西裁許状に「郡司地頭相並致檢注」とあるのはそれを妨げる¹¹⁾。この点は更に検討を要する。

次に困難な問題は、かかる半輪の地がいかんにして成立したかである。この点は、半輪・寄郡ともに直接的な史料はない。一般にかかる形態の発生は、墾田・封戸の便補・出作・加納の場合等にみられるが、島津荘の半輪・寄郡について、その各々がいずれの途を經過したか見究めることは不可能である。竹内理三氏は、平安末期における雑役免＝浮免田の定免(定坪)化の傾向を南九州にも想定し、半輪・寄郡の成立を院政(とくに鳥羽院政)期における荘園整理と関係のあるものとみている¹²⁾。即ち、建久図田帳にみえる島津荘の様子は、建久からさしてさかのぼらぬ平安末期の様子をかなり近い形で写し出しているとみるのである。

建久図田帳は、鎌倉幕府の成立と、この地における惣地頭の設置という重要な要素によつて、かなりの変動を余儀なくされたのちの様子を記しているが、それでも平安末期の南九州の状況を写し出ているものと考えることができる。更に、図田帳は或る一時点の横断面であると共に、この地方の歴史的な経過をも示すという性質を具備している。従つて、「『図田帳』のなかに、領主階級内部の階層分化の発展の反映＝総括を、いいかえれば記載そのもののなかに歴史を読みとる¹³⁾」ことが必要であり、可能である。この方法を寄郡に適用して、工藤敏一氏は寄郡の3類型を検出した。即ち薩摩国の建久図田帳においては次の如きものが見出せる¹⁴⁾。

㊤郡(院・郷)が全体として寄郡になつていて(但し寺社領等を除く)、しかもそのうちに名(ミヨウ)を含まぬもの。

㊦右と同じであるが、そのうちに名を含むもの。

㊧郡(院・郷)中の一部が名単位に寄郡化されたもの。

右のうち㊤は郡・院・郷司の力が強く、彼らによつて寄郡化が行われたものであり、㊦は郡・院・郷司の力がその管内に抬頭してきた名主とほぼ対等な——均衡状態にあり、両者の協同によつて寄郡化の行われたもの、㊧は郡・院・郷体制の解体したのちに寄郡化が行われたものであることを示す。換言すれば、㊤→㊦→㊧は律令体制の解体過程を示すものであるといえる。「寄郡」

という名称が示すように、歴史的な順序としては恐らく㊸が最も先行するであろう。しかし、工藤氏も注意されたように、薩摩国内でも地域差が充分認められるのであつて、寄郡化した順序も、すべて㊸→㊹→㊺の順であるとは断言できない¹⁵⁾。

寄郡や半輪の地が島津荘に包含される時期をそれぞれについて明かにしえない現在、問題は一般論で処理せねばならないが、それは前にも少しのべたように、ひとつには10～11世紀より起る寄進地系荘園の増加という情勢、そして平安末の院政期にける荘園の確立過程のひとつの流れの中で理解しなければならない。いわゆる寄進地系荘園の成立とその増大を考えるに際しては、寄進者側に視点をすえなければ理解しがたい。畿内の如く荘園領主権力の直接的に及ぶ地域においては、荘園領主権力をも強く評価せねばならないが、辺境の場合には寄進者側の動向が決定的な意味をもつからである。そこで、次項において平安末期における南九州の在地の情勢を少し考えてみたい。

註

- 1) 竹内理三「薩摩の荘園」(史淵75号)14頁
- 2) 工藤敬一「鎮西島津庄の寄郡について」(國史論集 1) 623頁註⑩
- 3) 薩藩旧記雑録・前編 6・弘安7年7月1日付関東下知状, 竹内理三前掲論文(註 1) 12頁
- 4) 八幡宇佐神領大鏡, 竹内理三前掲論文13頁
- 5) 東寺百合文書ヲ, 竹内理三前掲論文13頁
- 6) 拙著『日本荘園成立史の研究』第2篇
- 7) 舟越康寿「荘園に於ける不輸権成立の一過程」(經濟史研究29—5・6)
- 8) 佐藤進一・池内義實編『中世法制史料集』第1卷86頁, 条数は本書に従う。
- 9) 『入来文書』(學術振興会刊本) 岡本家文書9号
- 10) 薩藩旧記雑録・前編 8, 本史料については、佐々木光雄「鎌倉時代末期における地頭と郡司の相剋」(文化21—3)にくわしい。
- 11) 佐々木光雄前掲論文(註10) 24頁
- 12) 竹内理三前掲論文(註 1) 19頁
- 13) 石母田正「内乱期における薩摩地方の情勢について」(古代末期政治史序説・下・補遺Ⅲ) 509頁
- 14) 工藤敬一前掲論文(註 2) 609頁, 3カ国のうちとくに薩摩国をえらんだのは、建久凶田帳のうち同国の分が最も詳細な記載形式をもつためである。
- 15) 工藤敬一前掲論文 612頁

4. 平安末期の在地構造

平安末期における南九州の在地構造を示す史料は甚だしい。例えば竹内理三氏編『平安遺文』をみても取載史料はわずかなものである。しかも、纏つたものは皆無であるから、この時期の全体像を描くことは不可能というるのであろう。そこで、考察はいきおい断片的なものとならざるをえない。

先項でものべたように、いわゆる律令体制は既に平安初期においては崩壊期に入っており、全き意味で律令国家の威令がこの地に及んだかどうか疑問である。しかし、律令的な地方制度そのものは、実は形の上ではむしろ平安時代に入つて整備されていつたと思われるのであつて、一見整然たる制度の存在から律令国家そのものの健在を予想するのは誤りである。実は恐らく、地方の土豪層が国郡衙を彼らの勢力の結集点として所有し、古い共同体秩序の崩壊に伴う自己保身のために、律令国家機構の末端に連なり、それを有効に利用したと思われるのであつて、国郡衙の組織の存在が直ちに律令国家そのものの健在を示すものではない。

律令国家そのものの直接的な基盤をなす畿内においては、既に平安初期において官田の経営が地子田経営に転換せざるをえない情勢にあり、いわゆる初期荘園もやがて没落すべき運命を予告

されていた¹⁾。右よりやゝ時代はさかのぼるが、九州地方では未だ地子田経営に転換する時期には至っていなかった。弘仁14年(823)の公営田の制は九州地方の段階を示すものである²⁾。周知の如く、この方式は班田制の維持しがたい段階に対応してうち出された国家の直営方式であつて、大雑把な比較でいえば、初期荘園の段階に対応すべきものである。というのは、のちの寄進地系荘園の出現を促す百姓治田の展開以前の段階であつて、経営の面からいえば、地子田経営に至らない時期に相当するものといえる。畿内と比較すれば、そこにいわゆる地域差を認めうるのであつて、それが、先項においてもふれた如く、畿内やその周辺とは異つた荘園の形態を生み出すゆえんでもある。即ち、百姓治田の未発達は地方土豪による比較的広大なる土地の占有を可能ならしめたのであつて、彼らは一面においては国郡衙の官人としての地位と権威によりその占有を保つと共に、一面において滲透し来る中央権力に対して、その占有の保証をえんと努めた。畿内やその周辺では個々の田堵或はその連合勢力が直接的にその占有の保証を権門に求めたのに対して、辺境では郡司・郷司層がその保証を権門に求めたのである。換言すれば、寄進地系荘園が百姓治田を基礎としてではなく、郡・郷を単位として成立したのである。例えば次の史料、

所宣 岩瀬郡司政光

可早堺四至打勝示左大臣家御領事

右以岩瀬一郡為左大臣家御領、史生官使国使相共堺四至打勝示、一郡併以可奉立券之状、所宣如件、以宣

保延四年十月廿六日

大介鎮守將軍兼押領使藤原朝臣 在御判³⁾

これは陸奥国の場合であるが、前述の事情を明瞭に示すものであつて、これこそ南九州における郡・院・郷単位の寄郡・半輪の地の成立と同様のものであろう。しかし、辺境においても、そうした「郡」荘の下にかくれていた名主の抬頭があつたのであつて、時期的なおくれはあつても、畿内やその周辺と同様な法則が支配していたのである。

先項において、鳥津荘寄郡の3類型を工藤氏に従つて掲出したが、その際、㊸型・㊹型は名の成立を指標としての分類であつた。建久8年薩摩国図田帳の、

吉枝七町鳥津御庄寄郡 名主在所師高

時吉十町七段同御庄寄郡 郷司在所道友

というような記載にみる如き在所官人や郷司のいわば「官人名」の存在がそれであつた。こうしたものの具体的な例は図田帳のほか余り多くはないのであるが、先ず大隅国の藤原(建部)頼光の所領配分帳案⁴⁾をみよう。頼光は恐らく大隅国権大掾であり、また禰寝郡の郡司であつたように思われる。治暦5年(1069)1月29日付でその所領を6人の子弟に譲つたが、そのうち禰寝院分については長子頼経に「禰寝院内参村 大禰寝・浜田」を、三子頼貞に「禰寝院内参村 田代・志夫利・佐多」を与えた。右のうち佐多村については、頼光の6代の孫定親は弘安の頃「佐多村名主」と呼ばれている⁵⁾。かかる名の形成は村を単位とするものである。志夫利村についても「四至限北国見郷 西限開□⁶⁾
東限カハツラ山尾 南限大河」⁶⁾とあつて、それが囲い込みによるものであることを示している。ところで、頼光の曾孫に当ると思われる建部親助は相伝の禰寝南俣村を伯父頼清に売却した。その理由は、父頼親が天永3年(1112)に死去し、親助が嫡男としてうけついたのであるが、「頼親存生之時、年々官物旁負物、蒙其責之日、無術計⁷⁾」きゆえであつた。頼清はそののちこの地を大隅国正八幡宮に寄進してこれを領家と仰ぎ、その結果として形式的には石清水八幡宮を本家と仰ぐに至つた⁸⁾。しかして建久図田帳には、「禰寝南俣 四十町」は「本家八幡」で「為半輪、

正税官物者弁済国衙」すべきものであつたが、「文治五年以後、貴（号カ）府別府以多丁、弁四百疋也、別不弁社家年貢、不随国務、任自由知行也」とある⁹⁾。即ち、官物や諸方の負物によつて所領を手放さねばならないような不安定さを、正八幡宮を領家とすることによつて抑え、半輪となし更には社家にも対捍するというような情勢にまで進んできたのである。このような、在地領主層の一面の不安定さと、他方領家にも対捍し国衙にも対捍しようとする一面の強さ、これらを通じて平安末期における急速な寄進地系荘園の増大をみる事ができる。

右にみた建部氏の如きは、名主と称しても、これが畿内の名を意味するものでないことは既に明かである。建久8年薩摩国岡田帳を例にとれば、「久吉百四十五丁四段 本名主在庁種明」「時吉十八町 名主在庁道友」の如く、その規模も畿内とは全く比較にならないほど大きい¹⁰⁾。しかも更に、例えば右の時吉名は、高城郡内18町・東郷別符内15町・同10町7段・薩摩郡内69町・那答院内15町・伊集院内25町という具合に6所に散在し、併せて152町7段に及ぶ大規模な名であり、その各々の名主は「在庁道友」であつた。右地積は、しかしその成立から一様な性格を持つものではない。即ち、先ず「寄郡」であるものと然らざるものに分けられる。そして更に、郡全体が寄郡化されたものの中に含まれるもの（全郡寄郡）と名が単独で寄郡化されたもの（単独寄郡）とに分けられる。

{	非寄郡（2所）……………40町
	寄 郡 { 全郡寄郡（2所）……………33町 単独寄郡（2所）……………79町7段

時吉名という名称は大前道助の仮名時吉より出たものであつて¹¹⁾、大前道助は大治6年（1131）の頃に、「在国司掾大前宿称¹²⁾」といわれた実在の人物である。この道助こそ時吉名と総称される6所を「名」として確立した人物であつた。彼は恐らく薩摩郡に本拠を置く土豪であつて¹³⁾、その所領を島津荘寄郡とすることによつて確保したのである。その「名」はまさに領主的名（また官人名）というべきものである。

ところで、こうした「名主」の経営はいかなる形態のものであつただろうか。奴婢的労働力を駆使する如き経営も全く考えられないわけではないが、しかしこれを主流とすることはできないであろう。いわゆる私営田経営的なもの——即ち在家・菌農民の夫役による経営であつたかどうか。この点も直接的には確められない。水上一久氏は、大隅国の禰寝氏の有する「家内奴婢的農耕労働者」としての「所従」について分析し、そこでは所従が解放されて農奴的なものへ転身していくと同時に、一方では絶えず奴婢が再生産されていたことを指摘した¹⁴⁾。農民の貧窮化による奴婢への転落が絶えずみられるような生産力の低さがそこにはある¹⁵⁾。しかし右の事実の指摘によつて、平安末期の南九州において、農奴制への展開をみせる契機は見出せなかつたというべきであろうか。次の史料はその点を考えるひとつの手がかりとなる。

下 五大院政所正信所

可早任下知旨令政所沙汰宛下耕作寺領田畠等事（中略）

右件田畠等、春時不令知沙汰人、各恣乍令耕作、不限（随カ）秋所勘、有限沙汰等令遁避候事、甚以奇怪事也、若於自今已後者、於院主者有任替限、於政所者永代不朽人也、早任下知旨、可令政所正信沙汰宛下耕作件寺領田畠等也（中略）

保延元年十月廿五日

院主石清水権寺主大法師（花押）¹⁶⁾

右は、五大院の院主が政所に下したものであるが、その寺領田畠について、領民たちが春に沙

辺境における封建社会成立の前提

汰人に知らしめず勝手に耕作し、しかも秋の収穫時に沙汰人の所勘に従わない。院主は任期もあり交替するものであるが、政所は「永代不朽」のものだから、今後は政所正信の沙汰として領民らに宛行い耕作せしめる、というのが大意であろう。春時に領民に宛行うというのは、春に請文を提出せしめて秋収時に一定の地子を取取る請作方式であろう。畿内における田堵の請作的性質のものがここにみられる¹⁷⁾。これは寺領の場合であり、またその歴史的背景が全く不明であるから大胆な推測は差控えねばならぬが、少くとも右の如き関係が生れてきていたことは認めてよい。図田帳等にみられる「名」が、かつての開墾者又は立券の主体となつた人物の名を附したものであつたとしても、そのことと「名」がその人物によつて単一経営体として経営されていたことは別個の問題である。名として確認されるときに彼が主体とはなつても、そこに必ず奴隷制的経営を想定せねばならぬ理由は存在しない。平安中期以降においては私営田の経営は解体していた筈である。そうでなければ、寄進地系荘園の成立を理解しがたい。

大治5年(1130)12月28日、大隅国住人宗岡重武は曾於郡2条2里27坪の1町を成心房に売却したが、この売買による権利の移転は「郡判」によつて認められ保証された¹⁸⁾。買得者成心房は長承4年(1135)5月27日に右の地を更に財田稻富に売却したが¹⁹⁾、稻富は同年6月に国衙に解を奉りその確認をえた²⁰⁾。この土地が本来どのような歴史的因縁をもつかそれは明かではないが、こうした比較的小さい単位の土地について、私的な保有権が確立されていることは注意してよいのである。しかし、売買が国郡司の与判によつて確認・保証されており、畿内の如く早くから、売買証人が当事者同志間での私的な売券の形式をとつているのにくらべると、南九州の地が私的権利の確立という点でひとつおくれた段階にあることは承認せねばならない。右の土地も最終的には台明寺の有に帰したのであるが、康治元年(1142)9月20日、大隅国正八幡宮執印行賢が台明寺衆集院阿弥陀堂毎日仏聖料田として寄進した贈於郡内の9反の土地も彼が買得した水田であつた²¹⁾。

応保2年(1162)4月2日、僧真寂は大隅国桑東郷の田地6反と畠地1所を子息不動丸に譲与したが、その際「致本役公事者、本名留了²²⁾」とした。これは、いわゆる名の二重構造——本名体制の存在を示す史料として最も古い史料と考えられるが²³⁾、こうした名の性格は——もし本名体制を惣領制の前提と一般化しようとするならば²⁴⁾——平安末期のこの地における武士の存在形態を推測する手がかりになる。いまそれは措いて、「名」自体の問題として考えるとき、本役公事を本名が負うという体制は、名が分割されても、分離した「経営」(脇名)即ちそのみでは再生産の不可能な条件の存在していたことを予想させるのである。安元元年(1175)9月、宇佐八幡宮の貫主漆島並清が辛島郷の時成名内の元里名9反について「不随田数、云臨時雑役、云田率雑事、如雲霞令支配之間」甚だ困却するのとべて、自己の名を別名として分離しようとしたこと²⁵⁾、或は肥前国の石志氏の一族の河崎五郎登が「以一名内配分子孫之日、成別名事、都鄙之習庄公之例也²⁶⁾」とのべたことにてらしてみると、未だ本名から分離できぬ生産力の低さを明かに読みみとることができるであろう。

次に石母田正氏も既に注意された文治3年(1187)10月25日付伴三子田地譲状²⁷⁾をみると、伴三子は父大目伴信明から譲られた薩摩郡若松名内の13町を妹女に譲つている。その内容は、

字尋田五段、□町壱町、畠田三段、垣尻三段(中略)柳田五段、智聖房作七段、石本五段
(中略)秦三郎作七段卅

等となつている。右のうち注目すべきは「智聖房作」と「秦三郎作」である。両人は若松名内の請作者であるが、他の田地にはかかる「某作」の記載がない。記載のない部分を名主直営地と考

えることもできるが、恐らくはそうであるまい。やはり請作者が存在したであろう。先述の2人のみとくに「——作」と記載されたのは、それが単なる請作者ではなく、土地保有者として一定の権利を認められていたからに違いない。即ち、右の史料は、土地保有を認められた作人が少い状態を示している。平安末期・鎌倉初期のこの地では、やはり畿内とは違った段階に在つたことが推測されるのである²⁸⁾。

さて、右にみてきたような「名」即ち大規模な領主的名はその内部に小さい単位の多くの土地を含み、それぞれの土地についても私的保有権が確立されつつあつたのではないかと考えられた。そのことは、図田帳にみえる名が本来或る個人の開墾によつて成立したものと考えられる場合があつたとしても、一方数郡郷にわたる広大な名が、すべて特定の個人の買得・開墾によつて成立したのではなく、立券の主体となつたものの名を付して某名と称される場合のあることをも推測させる。このことから、図田帳の「名」が経営の単位であると考えることが困難であるとしたのであるが、それを裏付ける事例は存在する。

建久8年大隅国図田帳によると、正八幡宮領として桑東郷中に「宮永廿三丁 正宮修理料、此内不蒙免、押募名々被成歟」、桑西郷中に「宮永卅六丁四段大 丁別廿疋、此内不蒙国免、押募名被成歟、正宮修理料」、加治木郷中に「宮永八丁正宮修理所酒井為宗所知²⁹⁾」とある。この宮永名はその註記にもあるように、正八幡宮修理料所として宛てられた名である。保延元年(1135)の宮永名社役支配状案³⁰⁾は宮永名の修理料所としての性格を示す史料であるが、その記載形式を一部示せば次の如くである。

一、武内宮御修理役支配事(中略)

参間西 但本陸間 舎籠橋隠

中津河拾捌町 一丈四尺、久楽玖段 五寸二分
山口田玖段 五寸二分、秋松柒段 四寸一分
与楽陸段 三寸五分、友永柒段 四寸一分

第2表

名	地反	積歩
中津河	180.	—
山口田	9.	—
久楽	9.	—
秋松	7.	—
友永	7.	—
与楽	6.	—
是国	4.	240
恒久	3.	—
秋次	3.	—
末吉	1.	120
計	230.	—

右の中津河・久楽以下は「名」の名称である。即ち、宮永名の中が更に多数の名によつて構成されていることになる。先ず桑東郷の分をみると第2表の如くである。合計地積は建久8年図田帳のそれと一致する。桑西郷の分を整理すると第3表の如くである。但し、建久8年図田帳には桑西郷は36町4段大とあるが、表の合計は36町3段240歩で1段の差がある。次に、加治木郷中の宮永名は、図田帳には8町とあるが、社役支配状案には、

一、加治木郷内 宮永
崎守 八合³¹⁾

とか、或はまた、

加治木内 宮永
用丸捌町 四分³²⁾

と記されている。即ち、桑東郷・桑西郷の諸名と同じく、宮永名内

の崎守名とか用丸名というわけである。

以上みたところによつて、宮永名というのは——正八幡宮修理料所としての名であつて、やや特殊なものと思われるが——いわば取収単位としての名と考えられ、経営単位としての意味を全くもらえぬことは明白であろう。右の内部名のうち最大の地積を有する中津河名は、康治元年

第 3 表

名	地 段	積 歩	名	地 段	積 歩	名	地 段	積 歩	名	地 段	積 歩
小 浜	58.	240	乃 力	11.	—	勢 得	6.	—	一 成	4.	—
妙 当	20.	—	大 田	10.	—	惟 吉	5.	120	鬼 次	3.	180
綾 武	18.	—	恒 久	10.	—	春 恒	5.	—	加 万	3.	—
千与丸	17.	—	延 久	10.	—	一 別当	5.	—	宮 法 師	3.	—
弘 永	17.	—	安 松	10.	—	得 衆	5.	—	宮 王 丸	3.	—
宮 恒	16.	—	永 松	9.	—	三郎冠者	5.	—	末 正	3.	—
釘 丸	16.	—	福 丸	7.	—	来 得	5.	—	常 得	3.	—
智 乃	15.	—	実 道	7.	—	安 枝	5.	—	安 丸	3.	—
土与丸	12.	—	得 力	7.	—	秋 恒	4.	—			
有 里	11.	300	宮 与 丸	7.	—	葦 原 田	4.	—	計	363.	240

(1142) 3月1日付大前道助譲状案³³⁾にみえる禰答院中津河名と同じものと思われる。この譲状案にみえるものは薩摩国内の分であるが、これが大隅国の中津河名と同一のものとする、内部名それ自体も経営体としての意味をもちえないことになる。この点は前述の時吉名と同じである。

時吉名や宮永名の如き大規模名の成立過程はどのように考えられるだろうか。例えば、初期荘園の如き囲い込みによる成立ということも考えられないわけではない。しかし、むしろ比較的小規模な「私領」を基礎としてそれらを併せてひとつの「名」として構成されたと考える方が妥当性があるように思われる。即ち、その「私領」が単独では「名」として確立することのできない段階において、それは行われたのである。宮永名の場合は本来修理料所たる性格のものであり、これを一般化することができないといわれるかもしれない。しかし、にも拘らずそれが「名」とよばれることこそ、「名」の性格を規定するに際して考慮せねばならぬことであろう。とにかく、図田帳その他にみられる「名」には、ふたつの成立程過をもつものが同時に記載されていると考える。第1は囲い込み的な占有により成立した比較的大規模な名であり、第2は小規模な私領の集合によつて成立したものである。しかも、これは大雑把な分類であり、実際には第1・第2の形が混合した形式のものも当然あつた筈である。

名を以て直ちに経営単位とすることは恐らくできない。畿内の如く比較的小規模な名においてさえも、「少なくともはじめは原則として田堵の経営単位であつた³⁴⁾」といいきることが可能かどうか、甚だ疑問である。まして辺境の名の如く、50町、100町という大規模な名の場合、それが経営単位であつたとは、とうてい考えることができない。それならば、名は再生産単位として規定できるだろうか。畿内の場合にはそれはやはり無理である。水利・山野の共同利用単位は名ではありえない³⁵⁾。辺境の名は「一箇の完結的な再生産単位として存在した³⁶⁾」といわれる。即ち、名——共同体と規定できるという。確かに、名が直ちに「村」であり「郷」であることは、この推測を援けるであろう。しかし、辺境の名をすべて一箇の再生産単位——共同体と規定するのも無理である。それは前述の名の例によつてもいえる。いずれにせよ、名の共同体的性格を実証する史料は甚だ少く、不明というほかない。

註

- 1) 拙稿「律令制財政機構の崩壊過程」(日本荘園成立史の研究)
- 2) 赤松俊秀「公営田を通じて観たる初期荘園制の構造」(歴史学研究7—5)
- 3) 上遠野文書・平安遺文 5—2395号
- 4) 禰寝文書(九州史料叢書) 1—1号

- 5) 同上 1—87 号・弘安 6 年 5 月日付執印大法師某下文
- 6) 同上 1—5 号・天養 2 年 3 月 12 日付前大隅掾建部頼清処分状
- 7) 同上 1—2 号・保安 2 年 1 月 10 日付建部親助解
- 8) 同上 1—9 号・文治 3 年 11 月日付正八幡宮神官等解
- 9) 水上一久「中世讓状に現われたる所従について」(史学雑誌 64—7)
- 10) もちろん単なる地積の大小の比較は、直ちにはその名の性格の比較にはならない。南九州の地力の低さ農業の粗放性を考慮しない単純な比較論は危険である。
- 11) 薩藩旧記雑録・前編 3・寛元 3 年 8 月 5 日付寺家公文所下文
- 12) 東大国史研究室所蔵後日之式条附取文書・大治 6 年 2 月 30 日付大前道助請文案・平安遺文 9—4694 号
- 13) 建久 8 年凶田帳によると、道友は時吉名の名主であるばかりでなく、次の如き所領・所職を有していた。即ち①東郷別符内正八幡宮領 2 町の下司 ②宮里郷内安楽寺領 7 町 5 段の下司 ③入来院内郡名分 20 町の本郡司 ④祁答院内倉丸名 30 町の本名主 ⑤甌島内上村 20 町の本地頭 ⑥伊集院内大田 15 町の本主 ⑦同寺脇 8 町の本主、である。薩摩郡時吉名 69 町が単独寄郡であること、入来院郡名 20 町の本郡司であることなどから、本拠を薩摩郡にすえた在庁官人であると想像される。
- 14) 水上一久前掲論文(註 9)
- 15) 同じような具体的な例として、竹内理三「荘園における武士と農民」(日本歴史講座・3・111 頁)に引かれた安芸国田所文書をあげることができるであろう。
- 16) 『入来文書』入来関係文書 1 号
- 17) 工藤敬一「辺境における『在家』の成立とその存在形態」(中世社会の基本構造) 220 頁
- 18) 台明寺文書・平安遺文 5—2175 号
- 19) 同上・平安遺文 5—2318 号
- 20) 同上・平安遺文 5—2319 号
- 21) 同上・平安遺文 6—2479 号
- 22) 同上・平安遺文 7—3207 号
- 23) 拙稿「中世における名の機能」(日本荘園成立史の研究)
- 24) 拙稿「日本中世法成立の前提」(同上書)
- 25) 樋田文書・平安遺文 7—3707 号
- 26) 石志文書・貞応 1 年 12 月 23 日付肥前守護所下知状・京大国史研究室編『平戸松浦家資料』
- 27) 薩藩旧記雑録・前編 1
- 28) 石母田正「内乱期における薩摩地方の情勢について」(古代末期政治史序説・下) 514 頁
- 29) 凶田帳の文は、五味克夫「大隅国建久凶田帳小考」(日本歴史 142 号)の校訂本文による。
- 30) 権執印文書・平安遺文 9—4703~5 号
- 31) 同上・平安遺文 9—4703 号
- 32) 同上・平安遺文 9—4704 号
- 33) 『入来文書』祁答院旧記 3 号
- 34) 宮川満『太閤検地論』第 1 部 64 頁
- 35) 中村吉治『日本の村落共同体』66 頁
- 36) 永原慶二『日本封建社会論』84 頁

5. あとがき

以上数項にわたつてみたところは、島津荘を中心とし、その成立過程と構造とについて乏少な史料から臆測したものである。雑然たる史料の排列は理解を甚だ困難にしたと思われるが、要するに平安末期における南九州の在地構造は、畿内に比すれば、大雑把には 1 世紀以上のおくれを示しているように見える。しかし、この構造を以て全く「古代」的であると規定することは無理である。私は、一般的にいつて、平安時代の中期以降——いわゆる寄進地系荘園の成立の時期を以て日本における封建社会成立の転機と考えるものであるが¹⁾、辺境といわれる南九州においては、その時期を平安末期に置きたいと考えている。そして封建社会の成立を決定的にするのは、やはり鎌倉幕府の成立という歴史的事件であつたと思う。もちろん制度史的・法制史的な意味で、鎌倉幕府の成立を以て封建社会の成立と考えることは——ひとつの見方ではあるとしても——単純すぎるように思う。真の意味は、幕府による守護・地頭の設置という専ら政治的な事実が、実

は在地を大きくゆり動かしたというところにある。とくに西国の場合、平家没官領に配置された地頭の果たした役割は大きなものがあつたと思う。平安末期に形成されつつあつた封建的な態勢は、新来の地頭御家人を通じて与えられる幕府の政治支配によつて、封建化の方向に決定的にむけられたと思う。新来の勢力は、旧体制を残存しようとする土着勢力を排除し又は圧服していつたと考えられるのである。平安末期に生れつつあつた封建化の動きを統一のおし進めたという意味で鎌倉幕府の成立や守護・地頭の設置を評価したい。石母田正氏が、平安末期の内乱を全国的なものとして扱ったことの意味も²⁾、右のような立場から私なりにうけとりたい。

本稿は、初めに述べたように、鎌倉以後の南九州の歴史を考える出発点としての意味をもつ。鎌倉幕府の成立、守護・地頭の設置、それによる東国武士の西遷・入部による在地の変化、そして分裂と統合、抗争と統一を繰り返して遂に江戸時代に至る全過程を逐うに際しての序章となすものであるから、次いで発表する予定の拙文と併せ読まれれば幸甚である。

註

- 1) 日本における封建社会成立の劃期について諸説のあることは周知のところであるが、拙著『日本荘園成立史の研究』や拙稿「平安京の経済構造」(国民生活史研究2・生活と社会経済)等にも簡単にのべた如く、私は平安中期以降——いわば寄進地系荘園の成立期を劃期とみている。この説を更に詳細に主張するために、別に拙稿「日本における古代の終焉」を用意しており近く発表したいが、併せて御批判を乞いたいと願っている。
- 2) 石母田正「内乱期における薩摩地方の情勢について」(古代末期政治史序説・下)